

令和7年度やいづエコ市民塾実施要領

1 目的

第3次焼津市環境基本計画に基づき、市民の環境意識の向上を図るとともに、市民から市民へと環境活動の輪を広げ、より良い環境を将来の世代へ継承できる人材を育成するため、やいづエコ市民塾（以下「市民塾」という。）を開催する。

2 市民塾の内容

市民塾は、次の項目について実施するものとする。

- (1) 第3次焼津市環境基本計画についての講義
- (2) 市のごみ問題と対策についての講義
- (3) 地球温暖化対策についての講義
- (4) SDG s やそれに関連する取り組みについての講義
- (5) 生物多様性についての講義
- (6) エネルギーについての講義
- (7) 環境関連施設の見学

3 市民塾開催時期、日時等

市民塾は、令和7年9月から令和8年1月までの間に全5回、平日の午後6時30分から午後8時30分に開催するものとする。なお、施設見学については、別途定める日時とする。

4 受講要件

次の項目のすべてに該当する人が市民塾を受講することができる。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学の18歳以上の人
- (2) 環境に関する知識を身につけ、市と協働して環境活動に取り組もうと考えている人
- (3) 全5回の研修会のうち3回以上参加できる人

5 定員

定員は20人以内とし、申込者多数の場合は、受講要件を満たす人の中から先着順で受講者を決定するものとする。

6 受講申込

受講希望者は、次のいずれかの方法で、別に定める期限までに受講の申込みをするものとする。

- (1) 「やいづエコ市民塾受講申込書」に必要事項を記入の上、焼津市役所環境課に直接又は郵送、ファクシミリ、メールで提出する。
- (2) インターネット上の申込み専用フォームに必要事項を入力する。

7 受講費用

受講費用は無料とする。ただし、施設見学で費用負担があるときは自己負担とする。

8 やいづエコ市民（環境活動リーダー）の認定

市は、全5回の研修会の内、原則として3回以上に参加した人を「やいづエコ市民（環境活動リーダー）」に認定し、認定証を授与するものとする。

9 やいづエコ市民（環境活動リーダー）の役割

やいづエコ市民（環境活動リーダー）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 出前講座や環境市民会議、環境教育イベント補助など市主催の環境関連事業への協力
- (2) 地域又は事業所などでの自発的な環境活動の実施

10 市の役割

- (1) 市は、やいづエコ市民（環境活動リーダー）に、必要に応じて環境に関する情報提供を行うほか、市の環境施策に関する意見を求めるものとする。
- (2) 市はこのほか、やいづエコ市民（環境活動リーダー）の活動を支援するものとする。